

政策目標5-1:内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等

上記目標の概要	関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の機能の一つとしての国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響等を総合的に勘案し、他の政策手段とあいまって、国民経済の健全な発展、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があります。
	(上記目標を達成するための施策) 政5-1-1：生産者・消費者・利用者等の現状、政策評価の結果等を踏まえた適切な関税改正の実施 政5-1-2：特殊関税制度の適正な運用

政策目標5-1についての評価結果

政策目標についての評定	S 目標達成
評定の理由	両施策が「S 目標達成」であることから、「S 目標達成」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 内外経済情勢等を踏まえた関税率の設定・関税制度の改善等は、政府の方針に沿うものであり、また、需要者・消費者への影響等を勘案しつつ、他の政策手段とともに、国民経済の健全な発展、更には世界経済の健全な発展につなげるためには、重要で必要な取組みです。 平成28年度関税改正の検討に当たり、内外の市況や国内産業の実情等客観的なデータの収集を行い、国民のニーズの的確な把握に努め、改正作業に活用することや、WTO協定及び国内関係法令に基づいて、不当廉売関税の課税といった特殊関税制度の透明かつ公平・適正な運用を行うことも、内外経済情勢等を踏まえた関税率の設定・関税制度の改善等に寄与しています。 また、要望を受け付ける際に客観的情報の提示を求めるとともに、政策評価の結果等について記載した改正要望書の提出を求め、関係省庁との協議の際、それらの資料の十分な活用に努める等、効率的な事務運営に努めています。 (平成27年度行政事業レビューとの関係) 平成27年度事前分析表において輸出入・通関情報処理システム等経費は当該目標に関連する予算額として記載しています（事業番号025）が、当該経費は政策目標5-3と共通するものであるため、そちらで記載します。

施策	政5-1-1:生産者・消費者・利用者等の現状、政策評価の結果等を踏まえた適切な関税改正の実施		
	[主要] 政5-1-1-B-1: 適切な関税改正 の実施	目 標	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等を行う。
		実 績	平成28年度関税改正において、適切な関税改正を実施しました。
測定指標 (定性的な指標)	<p>(目標の設定の根拠) 関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響等を総合的に勘案し、国民経済、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があるため、これらを踏まえ、適切な関税の改正を行うことを目標として設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 平成28年度関税改正において、内外経済情勢を踏まえつつ、 - 平成28年3月31日に適用期限が到来する暫定税率等について、その適用期限の延長をする - 不正競争防止法に規定する営業秘密侵害品を、関税法上の輸出入してはならない貨物に追加する - 蔵置官署に対して輸出入申告を行う原則は維持しつつ、AEO事業者のうち輸出入者及び通関業者等についてはいずれの税関官署に対しても申告を行うことを可能とする - これに伴い、通関業者の業務を各税関の管轄区域に制限する規定を廃止するとともに、昨今の通関手続を取り巻く環境の変化等に対応するため、通関業制度の見直しを行う等の適切な関税改正を実施したため達成度を「○」としました。</p>		
施策についての評定	s 目標達成		
評定の理由	<p>(適切な関税改正の実施) 関税改正に当たっては、関係府省からの関税改正要望において、政策の目的、要望措置の必要性・適正性・効果、政策評価の結果等に関する記載を求めるとともに、関係府省から提出された関税改正要望を精査するにあたり、関係府省からその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響の聴き取りをしました。 その後、関税・外国為替等審議会において、平成27年10月から、計5回にわたり検討が重ねられ、同年12月16日、平成28年度における関税率及び関税制度の改正についての答申が取りまとめられ、本答申を踏まえて策定した関税改正案の主要事項を「平成28年度税制改正の大綱」に盛り込みました。 これらを踏まえて作成した関税税率法等の一部を改正する法律案を、平成28年2月9日に通常国会に提出しました。同法律案は、同年3月29日に成立、同年3月31日に公布され、一部の規定を除き同年4月1日から施行されています。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、「s 目標達成」としました。</p>		

施策	政5-1-2:特殊関税制度の適正な運用			
	[主要] 政5-1-2-B-1: 特殊関税制度の 適正な運用	目標	特殊関税制度の適正な運用を行う。	達成度
		実績	WTO協定及び国内関係法令に則って、特殊関税制度の 適正な運用を行いました。	○
測定指標 (定性的な指標)	<p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>近年のグローバル化の進展による貿易の拡大に伴って特殊関税制度の重要性が増している中、その運用に際して、WTO協定及び国内関係法令に則って制度の濫用や恣意的な運用を避けつつ、調査や賦課決定等を適正に行う必要があることから、特殊関税制度の適正な運用を目標として設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>WTO協定及び国内関係法令に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）産トルエンジイソシアナートに対する不当廉売関税の課税 ・大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）産水酸化カリウムに係る不当廉売関税に関する調査 <p>等において特殊関税制度の適正な運用を行ったため達成度を「○」としました。</p>			
施策についての評定	s 目標達成			
評定の理由	<p>(特殊関税制度の適正な運用)</p> <p>WTO協定及び国内関係法令に基づき、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）産トルエンジイソシアナートに対する不当廉売関税の課税及び大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）産水酸化カリウムに係る不当廉売関税に関する調査において、関係省庁間で綿密な連携をとりながら、特殊関税制度の透明かつ公平・適正な運用に努めました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、特殊関税制度の運用については、「s 目標達成」としました。</p>			
評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。</p> <p>関税改正に当たっては、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、関係府省より提出された改正要望について、関係府省の政策評価結果を適切に活用し、措置の必要性や実現される具体的な効果、更にはその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響を聴取し、関係府省とも協議を十分に行った上で、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を踏まえながら、適切に判断していきます。</p> <p>また、これらの過程において、国民のニーズの的確な把握に努めるとともに、内外の市況や国内の生産者の状況など客観的なデータの収集を行っていきます。</p> <p>不当廉売関税等の特殊関税制度については、WTO協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・適正に運用を行っていきます。</p> <p>平成29年度予算概算要求に当たっては、最近における内外の経済情勢等を踏まえ、公平・中立・簡素という観点に留意しつつ、関税改正において適切な関税率の設定等の関税制度の改善、及び特殊関税制度の適正な運営を行うため、関税制度等の企画及び立案等に必要な経費の確保に努めます。</p>			

財務省政策評価懇談会
における意見

政策目標に係る予算額	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算	750,688	415,728	817,771	517,577
		補正予算	△36	△2,331	△94	
		繰越等	—	—	N.A.	
		合計	750,652	413,397	N.A.	
	執行額(千円)	706,846	361,835	N.A.		

(概要)

関税制度等の企画及び立案や、その基礎データとなる貿易統計等を作成するための貿易統計業務機能の開発・運用等に係る経費です。

(注) 平成27年度「執行額」等については、平成28年11月頃に確定するため、平成28年度実績評価書に掲載予定です。

政策目標に係る施政方針演説等内閣の主な重要政策

平成28年度税制改正大綱（平成27年12月24日閣議決定）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

特になし

前年度政策評価結果の政策への反映状況

(適切な関税改正の実施)

関税改正に当たっては、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、関係府省より提出された改正要望について、関係府省の政策評価結果を適切に活用し、措置の必要性や実現される具体的な効果、更にはその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響を聴取し、関係府省とも協議を十分に行った上で、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を踏まえながら、適切に判断しました。

また、これらの過程において、国民のニーズの的確な把握に努めるとともに、内外の市況や国内の生産者の状況など客観的なデータの収集を行いました。

(特殊関税制度の適正な運用)

不当廉売関税等の特殊関税制度については、WTO協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・適正に運用を行いました。

担当部局名

関税局関税課

政策評価実施時期

平成28年6月